第6回

(令和3年6月10日)

議事録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年6月10日(木)午前9時25分から午前10時50分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学 4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一 7番委員 尾方安技子・8番委員 福本 王雅・9番委員 桒原 和親 10番委員 深水 勇治

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第24号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第25号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第26号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

報告第7号 許可不要転用届出について

報告第8号 農地形状変更届について

協 議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

- 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、 異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名 ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、5番・6番 委員にお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 議長ないようですので、議事の審議に入ります。
- 議 長 議第24号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局 より説明をお願いします。
- 事務局 議第24号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)
- 議 長 調査番号1番について5番委員から調査報告をお願いします。
- 5 番 (調査番号1)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は 相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)

季節によって親戚の方の応援が数名あるということです。経営面積は、1355.69a、田 1144.96a、畑 210.73a。水稲 395.76a、WCS255.66、里芋 19.83a、牧草 273.7a、畑に唐芋、牧草を栽培されています。畜産農家です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):0.5km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):上段の田は10aあたり15万円、ここは、栗を植えてありますが、雑木が入り込んでいて環境が悪いということで、この金額になっております。下段の畑は、栗が植えられていて10aあたり30万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):草刈りモア1、トラクター3、田植機を所有。8番(取得農地の利用計画):現在、栗を植えてありまして雑木、竹等を伐採して栗を植えたいということでした。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 調査番号2番について9番委員から調査報告をお願いします。
- 9 番 (調査番号2)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。賃貸借期間は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力1人)。経営面積は、79.8a、田52.3a、畑27.5a、田については、すべて水稲、畑は27.5aに桃を作付けされています。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):30aに達しております。2番(通作距離):200m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):小作料は10aあたり5000円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ミスト機、刈払機、モア、軽トラック、耕運機を所有。8番(取得農地の利用計画):飼料用稲を作付け予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議長調査番号3番について1番委員から調査報告をお願いします。
- 1 番 (調査番号3)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力4人)、建材店を経営されており兼業農家です。経営面積は、148a、田136a、畑12aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):100m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):贈与で0円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、田植え、稲刈りは外部発注です。8番(取得農地の利用計画):今までどおり水稲136a畑12aに野菜作付けされます。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第

2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議長でいては、質問のある方は挙手の上お願いします。
- 議 長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について申請どおり許可 することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員: 挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求め ます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員: 举手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

- 議 長 議第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第25号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読) この案件は、5月27日に受付をしました。内容は、分譲住宅を35区画つくるという内容でしたが、現在、必要書類が揃っておりません。土地改良区の意見書、排水協議書、あとは上水道の協議ができておりません。書類が不足しておりまして、協議ができない状態です。意見を決定すれば、不許可相当となりますが、今回は審

協議ができない状態です。意見を決定すれば、不許可相当となりますが、今回は審議保留ということで、書類を補完していただいて、来月審議とかにしたいと思いますが、ご協議をお願いします。

- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、受付けはしましたが、書類の不備ということで、これほど大規模な開発ならば、土地改良区やいろんな組織との意見書を提出するべきですけれども提出されていないということでした。いかがいたしましょうか。意見のある方はお願いします。
- 8 番 申請地は、農用地区域でしょうか。
- 事務局 申請地は、農用地区域外です。農地の広がりは10ha ありません。2種農地です。
- 議 長 事務局から審議保留ということで提案がありました。審議保留ということでよろし いでしょうか。

(はいの声)

- 議 長 では審議保留ということでいたします。
- 議 長 議第26号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題 とします。
- 議長事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第26号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読) 所有権移転が1件、利用権設定が19件です。所有権移転に関しましては農業公社

売渡が1件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。 $(1 \sim 19$ 番適格の報告あり)

議長質問のある方はいらっしゃいませんか。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

それでは、適格といたします。

議 長 報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題と します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について (朗読)

議長報告第7号許可不要転用届についてを議題とします。

事務局 報告第7号許可不要転用届について (朗読)

許可不要転用届につきましては、今まで総会で報告しておりませんでしたが、災害の関係で書類が提出されると思いますので、今回から報告します。

1番は、1番委員の転用の関係で現場確認に行った際に災害土砂が畑に積まれておりましたので、調査しましたところ国が災害対応として瓦礫を置いているという内容でした。無断転用ではないということでご承知おきください。

事務局 報告第8号農地形状変更届について(朗読)

農地形状変更届につきましても、今まで総会で報告しておりませんでしたが、球磨 川土砂掘削の関係で書類が提出されると思いますので、今回から報告します。

2番については、表土を剥いで盛土をして、また、表土をかぶせるということで、 3000 m²以上は保健所にも届出が必要ということで平面図、断面図、立面図を提出す る必要があります。土壌汚染の関係です。

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について(説明) あっせん委員の担当割をお願いします。

議 長 1番を5番委員、7番委員にお願いします。 よろしくお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。 令和 3 年 6 月 1 0 日

農業委員会会長										
5番	農業	美 委	員							
										_
6番	農業	色委	昌							